

平成23年2月19日から

戸籍事務が 電算化されます

平成6年に戸籍法の一部が改正され、戸籍事務のコンピュータ処理が可能となりました。これに伴い、根室市でも窓口サービスの向上を図るため、コンピュータによる戸籍事務を行います。

コンピュータの導入で、より速く、より正確に証明書や戸籍を作ることができるようになります。

■証明書の名称が変わります

戸籍の証明書は、全員を証明するものを「戸籍謄本」、個人を証明するものを「戸籍抄本」といい、原本をコピーして発行しています。

コンピュータ化になると、これらが端末機の操作によって自動的に発行され、名称も謄本が「全部事項証明書」に、抄本が「個人事項証明書」にそれぞれ変わります。

■内容が分かりやすくなります

証明書の大きさはB5版からA4版となり、証明する市長の印も朱肉からコンピュータの黒色の電子印に変わります。記載の内容も横書きの項目別になります。

■間違った文字(誤字)は戸籍に使用できなくなります

新しい戸籍には、常用漢字、人名用漢字などの正しい文字(正字)で記載をすることになります。このため、戸籍の氏名が辞書に載っていない文字(誤字)で記載されている方には、これから戸籍に使われる正しい文字を記載した「お知らせ」を、12月中旬から送付します。

コンピュータ後の戸籍には、婚姻や死亡によって除籍した方(名前に×印が記載されている方)は記載がされません。これらが記載された戸籍が必要な場合は、コンピュータ処理前の戸籍「改製原戸籍」を請求してください。

変更項目	今までのもの	コンピュータ化になると
名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明書
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明書
書式	縦書き	横書き
様式	B5版	A4版
公印	朱肉印	黒色電子印

問合せ先 市役所市民環境課戸籍住民担当 TEL(23)6111番 内線2120~2122

工事期間中は、下の図の①から⑥の駐車場をご利用ください

来院にあたっては、公共交通機関(バス等)をご利用ください。



工事期間中は、市民の皆さんにご不便とご迷惑をおかけしますが、新市立根室病院建設のため、ご理解とご協力をお願いします。